

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和3年3月受験版』

お詫びと訂正、文章の加筆のご案内

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和3年3月受験版』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。
本書の内容に誤り及び文章の不足がございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。
訂正してお詫び致します。

頁数等	内容	
第1章 22 運送事業者による 運行管理 ◆解答 & 解説 122 ページ 問1 [解答 4] 選択肢4の解説	誤	4. 新たに選任した運行管理者とは、 当該事業者において初めて選任された者 のことをいう。他の事業者を選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に該当しないため、基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。「講習の種類等を定める告示」第4条（基礎講習及び一般講習）第1項・「運輸規則の解釈及び運用」第48条の4第2項。
	正	4. 新たに選任した運行管理者とは、 当該事業者において初めて選任された者 のことをいう。他の事業者を選任されていた者は、新たに選任した運行管理者に 該当するため 、基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。「講習の種類等を定める告示」第4条（基礎講習及び一般講習）第1項・「運輸規則の解釈及び運用」第48条の4第2項。
第4章 3 就業規則 1 法令の要点 267 ページ ■記録の保存 [労基法第109条] 文章の最後に 赤字部分 を加筆	加筆前	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 5年間保存 しなければならない。
	加筆後	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 5年間保存 ※しなければならない。 ※ただし、経過措置として、当分の間は3年間保存となっている。 (労基法附則第143条)
第4章 3 就業規則 1 法令の要点 268 ページ 問2 選択肢1 文章の最後に 赤字部分 を加筆	加筆前	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。
	加筆後	1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。 ただし、当分の間は3年間保存しなければならない。

<p>第4章</p> <p>4 健康診断</p> <p>1 法令の要点</p> <p>272 ページ</p> <p>■ 面接指導の対象となる労働者の要件等 【衛生規則第52条の2】</p> <p>解説の文章</p>	誤	<p>1. 安衛法第66条の8第1項の厚生労働省令で定める要件は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1ヵ月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者であることとする。ただし、次項の期日前1ヵ月以内に安衛法第66条の8第1項に規定する面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。</p>
<p>第4章</p> <p>7 労働時間の改善基準 【バス】</p> <p>5 過去出題問題 (2日平均の運転時間)</p> <p>◆ 解答 & 解説</p> <p>313 ページ</p> <p>問1 [解答 3]</p> <p>下から6行目の文章の最後に赤字部分を加筆</p>	加筆前	<p>週間当たりの運転時間が40時間以内」であれば改善基準違反とならない。</p>
<p>第5章</p> <p>5 事故の再発防止策</p> <p>1 過去出題問題</p> <p>◆ 解答 & 解説</p> <p>428 ページ</p> <p>問2 [解答 A-⑤, B-③, C-⑧]</p> <p>冒頭の文章</p>	誤	<p>「死亡・重傷事故の特徴」と「事故の主な要因」から、「事故低減対策のポイント」ア～シの内容が、Aの直進時の事故、Bの右折時の事故、Cの左折時の事故の防止のための指導として直接的に有効であるかどうかをそれぞれ判断する。</p>
	加筆後	<p>週間当たりの運転時間が40時間以内」であれば改善基準違反とならない。なお、貸切バス及び高速バスの運転者については、労使協定がある場合には、4週間で平均し1週間当たりの運転時間は44時間まで延長できる。</p>
	正	<p>「死亡・重傷事故の特徴」と「事故の主な要因」から、「事故低減対策のポイント」ア～シの内容が、Aの車内事故、Bの直進時の事故、Cの右折時の事故の防止のための指導として直接的に有効であるかどうかをそれぞれ判断する。</p>